

児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

児童扶養手当

ひとり親等の世帯で18歳未満の児童を養育しているときに、一定の所得の範囲内で手当が支給される制度です。

手当を受けることが出来る方

- * 配偶者が死亡した方・配偶者と離婚した方
- * 配偶者から1年以上遺棄されている方
- * 配偶者が精神または身体の障害により働けない方
- * 婚姻によらないで母となった方
- * 配偶者が1年以上法令上の拘禁をされている方
- * 父又は母が監護しない又はいない場合の養育者

手当の額

区 分	月 額	児童加算額	
		第2子	第3子以降
全部支給	41,550円		
一部支給(所得に応じて)	41,540円 ～9,810円	5,000円	3,000円

特別児童扶養手当

精神や身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母等に手当が支給されます。

手当を受けするには

子ども課にて請求の手続きをし、長野県知事の認定を受けることにより支給されます。

支給額(月額)

1級該当児童…… 50,550円 2級該当児童…… 33,670円

問 所得や世帯状況等の条件があります。
該当と思われる方は、子ども課 子ども支援係までご相談ください。 ☎62-9237



農業・農村・農業者の代表者「農業委員」の紹介

第20期 農業委員 任期 平成22年4月1日～平成25年3月31日

氏 名	集落名	担 当 区 域
平 出 藤 陽	池 袋	会長
小 林 元 茂	御射山神戸	御射山神戸・栗生
小 池 秀 明	立 沢	富原・南原山
前 島 敏 男	若 宮	若宮・木之間・塚平
五 味 弘 子	大 平	大平・松目・原の茶屋・富士見ヶ丘
小 林 國 雄	とちの木	富士見・とちの木・花場・休戸・横吹
植 松 幸 衛	立 沢	立沢
矢 沢 武 司	立 沢	立沢
五 味 一 男	乙 事	乙事
名 取 史 信	乙 事	乙事
北 原 はる糸	乙 事	乙事
雨 宮 良 一	上蔦木	上蔦木・下蔦木
五 味 紘 一	平 岡	烏帽子・神代・平岡
中 山 十九一	机	机・瀬沢・先能・釜無
雨 宮 一 喜	瀬沢新田	瀬沢新田
北 原 桂	桜ヶ丘	桜ヶ丘・富里・富士見台
小 林 友 一	高 森	小六・高森・信濃境・池袋
平 出 雅 明	田 端	先達・葛窪・田端

◆ 次の場合は農地法の許可等が必要です。町農業委員会(役場2階)または農業委員にご相談ください。

- ① 農地を耕作目的で売買、借地する場合(農地法第3条)
- ② 農地を農地以外の地目(宅地など)に変更して使用、売買する場合(農地法第4条・5条)
- ③ その他、農地を盛土する場合、200㎡未満の農業施設を建てる場合は届出が必要です。

